

※詳しくは圖に問い合わせください。

市有地を買いませんか 一般競争入札を行います

圖財政課管財係
☎ 63-1292

●入札物件(土地)

物件番号	名称	所在地	地目	地積	最低売払価格	m単価
1	旧助丸公民館用地	下井手字丸山 729-1	宅地	306.29㎡	208 万円	約 6,791 円
土地の形は三角形と不整形ですが、家を建てるには十分な広さです。下水道の整備区域外ですが、土地の安さが魅力です。						

【入札の参加手順】

- ①参加申込
 - 入札参加申込書に必要書類を添えて提出
 - 申込期間 8月6日(月)～9月7日(金)
 - 申込場所 財政課(市役所2階)
- ②入札実施
 - 入札日時 9月14日(金) 午後2時～
 - 入札場所 市役所2階 入札室
 - 入札保証金 最低売払価格の10%の金額を入札保証金として入札当日に預かります。
※落札者以外の入札保証金は即日返還します。

- ③開札と落札者決定
 - 入札閉切後、すぐの開札します。最低売払価格以上で、最高価格の入札者を落札者とします。
- ④その他
 - 現地説明を希望する人は申込期間中に連絡ください。ご案内します。
 - 入札手続を記した「荒尾市有財産の売払いに伴う一般競争入札実施要領」を用意しています。市ホームページからの確認もできます。
 - 落札者がなかった物件は、9月25日(火)から最低売払価格で買受人を募集します。

地域おこし協力隊 活動便り Vol.25

荒尾市地域おこし協力隊員は、最長3年の任期のもと、荒尾の魅力を知り、伝え広げる活動を日々行っています。毎月2人ずつ交代で、主な活動内容や活動予定をお伝えします。



協力隊ゆるキャラ「アジエール」

荒尾の魅力、荒尾の情報を Facebook、Instagram で発信中



荒尾市地域おこし協力隊 Facebook



荒尾市地域おこし協力隊 Instagram

◆前田道範隊員(平成28年3月着任/農業振興担当)

来年3月からの就農を目指し、先輩農家さんの本格的な指導の下、荒尾に来て3回目の田植えのお手伝いをしました。トラクターが横転しそうになったり、田んぼにはまって動けなくなり救助を頼んだり忙しい毎日。先輩農家さんからの「大変だけど無事収穫を迎えた時は努力が報われる」との励ましの言葉が心に染み渡りました。農繁期、休みなく働く農家さんの姿はとても輝いて見えました。新参者の私も、先輩たちのサポートもあり地域に馴染んできたように思います。しっかり農業の勉強をして、就農後は地域に恩返しをしていきたいです。



▲補植作業。腰が痛くなりましたが、秋の豊作を願いつつ頑張りました



▲蜂蜜に囲まれてウハウハ(笑)

◆須田賢士郎隊員(平成28年1月着任/広報担当)

府本にある西川養蜂場を取材。小岱山の自然の花々から採れた天然蜂蜜は口の中がお花畑になるかのようです。採蜜現場は全て職人さんの手作業で、慎重かつ丁寧に作業されていました。「おいしい蜂蜜をお客様に届け、笑顔になってもらえるように」と、日々試行錯誤しながらミツバチの管理をされる職人さんの、働く姿に感動しました。間違いなく荒尾の特産品のひとつです。今後も荒尾の良いものをより多くの人に情報発信していきます。



▲西川養蜂場への問い合わせ ☎ 68-1474

やむを得ない事情で犬・猫を飼えなくなったときは、新たな飼い主を探してください

圖有明保健所
☎ 72-2184

犬 猫を飼うときは、飼い主は一生面倒を見るのが原則です。

1. 飼い犬、飼い猫の引き取り

犬・猫を飼えなくなったときは、親戚・知人への相談はもちろん、新聞など情報誌での呼び掛け、動物愛護団体などへ相談し、譲渡の努力をしてください。それでも譲渡先が見つからないときはやむを得ない事情と認め、引き取りを行う場合があります。詳しくはご相談ください。以下の場合、保健所では原則引き取りを行いません。

- ①動物取扱業者から引き取りを依頼された
- ②繰り返し引き取りを依頼された
- ③繁殖制限指導に応じない
- ④犬・猫の高齢化や病気を理由とする
- ⑤犬・猫の飼養が困難と認められない
- ⑥新たな飼い主を探す取り組みをしていない

2. 飼い主が分からない犬(野犬を含む)

狂犬病予防法または県動物愛護条例に基づき、捕獲・抑留・収容を行います。(従来と同様)



3. 飼い主が分からない猫(野良猫を含む)

- 保健所では捕獲を行いません。
- ①迷惑猫は追い払い、進入防止の対策をしてください。猫は居心地がいい環境を好みます。(餌・寝床がある、雨風をしのげる、外敵がないなど)。
 - ②飼い主不明の親猫が敷地内に産んだ子猫を見つけたときは、親元に返してください。人目があると猫は移動する習性があります。
 - ③エサを与えたときは、「飼い猫」とみなします。繁殖制限のため避妊、去勢をし、責任を持って終生飼養してください。

寄附累計額が4千1百万円を超えました! 荒尾市ふるさと応援寄附金のPRにご協力ください

圖政策企画課企画統計係
☎ 63-1274

「生まれ育ったふるさとを応援したい、自分と関わりが深い地域に貢献したい」という人が、その自治体に寄附した場合、個人住民税・所得税が一定額まで控除される「ふるさと納税制度」。平成20年に創設されてから、これまでに4,136万円(1,238件)の寄附をいただきました。

市では、お寄せいただいた寄附金を「荒尾市ふるさと応援寄附金」として、本市の活性化のため、寄附者が指定した事業に活用しています。

市外の家族や知り合いが帰省されたときは、荒尾市ふるさと応援寄附金のPRにご協力ください。市外の人に対しては、お礼の品もご用意しています。

●寄附の状況(平成30年5月末現在)

事業の種類	件数	金額
1. 歴史・文化等振興事業	122件	298万9千円
2. 地域の元気づくり事業	98件	225万円
3. 子育て等支援事業	320件	856万4千円
4. 生きがい・医療・福祉等支援事業	164件	552万7,500円
5. 自然・環境保全事業	127件	320万500円
6. 市長におまかせ	407件	1,883万511円
合計	1,238件	4,136万1,511円

●寄附金控除額

寄附金の2千円を超える部分は、居住地の住民税(所得割)のおおむね2割を限度に、原則として、所得税と翌年度に課税される住民税から税額控除されます。

●申込方法

申込書は電話で政策企画課へ請求するか、市ホームページからお取り寄せください。
※市ホームページから直接申し込みもできます。



1. あじさい公園に設置した案内板 2. 荒尾干潟でのバードウォッチングを楽しむ人への渡り鳥説明看板 3. 郷土の偉人宮崎兄弟の活躍を分かりやすく漫画にし、次代を担う子どもたちに知ってもらおうためのリーフレットを作成 ◆1～3のような事業に寄附金を活用しています

